

岐阜県剣道連盟  
各務原支部規約

令和2年4月1日改訂

(名称及び組織)

第1条 本組織は岐阜県剣道連盟各務原支部(以下「支部」と称す)と称し、各務原市内在住・在勤及び市内の剣道団体で活動する剣道愛好者をもって組織する。

(事務所)

第2条 支部の事務所は理事長宅に置く。

(目的)

第3条 支部は剣道の奨励発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大会の開催
- (2) 稽古・指導・講習・後援
- (3) 段級審査
- (4) その他, 目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 支部の会員は正会員と賛助会員とする。

- 2 正会員は岐阜県剣道連盟に加入したもの。
- 3 賛助会員は支部の趣旨に賛同し, 加入したものとする

(役員)

第6条 支部に次の役員を置く。

本部役員

- ・支部長 1名
- ・副支部長 若干名
- ・理事長 1名
- ・常任理事 6名
- ・理事 11名

顧問役員

- ・顧問 若干名(名誉顧問, 技術顧問を含む)

監査役員

- ・監事 2名

地区役員

- ・地区委員 少年団・道場の指導責任者 1名

(5) 事務役員

- ・事務局長 1名
- ・事務局補佐 1名
- ・会計 1名
- ・会員証 1名

(選出及び職務)

第7条 支部長は総会の決定により推戴する。

- 2 支部長は支部を統括する。

第8条 副支部長は理事会の推薦により、支部長これを委嘱する

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はこれを代行する。

第9条 顧問は理事会の推薦により、支部長これを委嘱する。

- 2 顧問は重要事項につき支部長の諮問に応ずる。

第10条 理事長は理事会の選出により、支部長これを任命する

- 2 理事長は理事会を代表し、支部長の命を受けて会務を執行する。

第11条 常任理事及び理事は地区委員会で選出する。

- 2 常任理事・理事は会務を執行する。
- 3 理事は会務を執行する。

第12条 監事は総会の推薦により、支部長これを委嘱する。

- 2 監事は支部の会計監査及び事業監査を行う。

第13条 地区委員は少年団・道場の指導責任者とする。

- 2 地区委員は地区委員会を執行する。

(任期)

第14条 役員(事務局長・事務局補佐以外)の任期は2年とする。  
ただし再任を妨げない。

- 2 事務局長・事務局補佐の任期は4年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

- 第15条 支部の会議を総会, 常任理事会, 理事会, 地区委員会とする。
- 2 会議はその3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし, 委任状をもって出席に変えることが出来る。
- 第16条 総会は支部長が招集し, 議長は支部長がこれにあたる。
- 2 本部役員, 監査役員, 地区役員, により構成する会議を持って総会に変えることが出来る
- 第17条 常任理事会は理事長が招集し, 議長は理事長がこれにあたる。
- 2 常任理事会は常任理事で構成する。
  - 3 県理事, 県評議員, 地区評議員を選出する。
- 第18条 理事会は理事長が招集し, 議長は理事長がこれにあたる。
- 2 理事会は常任理事・理事で構成し, 会務を審議する
  - 3 理事長を選出する。
  - 4 各担当理事の会務を審議する。
  - 5 総会議案を審議する。
- 第19条 地区委員会は理事長が招集し, 議長は理事長がこれにあたる。
- 2 地区委員で地区委員会を構成する。
  - 3 理事を選出する。
- 第20条 会議の議事は過半数をもって決する。可否同数の時は議長の決するところによる。
- 第21条 総会は毎年4月に開催し, 次の事項を審議決定する。
- (1) 事業計画および事業報告に関する事項
  - (2) 予算, 決算に関する事項
  - (3) 規約の改正
  - (4) 役員を選任に関する事項
  - (5) その他の重要な事項

(会計)

- 第22条 支部の経費は次の収入を持ってこれにあたる。
- (1) 会費
  - (2) 補助金, 寄付金, その他の収入

(会計年度)

第23条 支部の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補足)

第24条 本規約に定めなき事項は、理事会の承認を得て、別に定めることが出来る。

附則 (昭和31年8月12日制定)

この制定した規約は、昭和31年8月12日から施行する。

附則 (昭和57年1月1日一部改正)

一部改正した規約は、昭和57年1月1日から施行する。

附則 (平成5年10月3日一部改正)

一部改正した規約は、平成5年10月3日から施行する。

附則 (平成14年4月1日一部改正)

一部改正した規約は、平成14年4月1日から施行する。

附則 (平成25年4月14日一部改正)

一部改正した規約は、平成25年4月14日から施行する。  
第14条の規定にかかわらず、平成25年度は任期1年とし、平成26年度以後は現行に戻る。

附則 (平成28年4月1日一部改正)

一部改正した規約は、平成28年4月1日から施行する

附則 (令和2年4月1日一部改正)

一部改正した規約は、令和2年4月1日から施行する。

以上